平成２６年（フ）第１７号
北九州市八幡西区則松５丁目19番１―301号
債務者　伊東　能子（旧姓菰田）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１９号
北九州市小倉南区朽網西４丁目22番３―307号
債務者　山本　繁喜
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８０４号
京都市右京区西院西溝崎町33―１　五条ローズハイツＡ棟５階517号室、住民票上の住所京都市西京区桂原盆山８番地１　エレスパ24―102
債務者　ＨＩＲＯＴＥＣＨこと　岸田　広一
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８２号
京都府八幡市欽明台東５番地１　Ｆ―909号
債務者　林　　仁恵（旧姓羽柴）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２８号
京都府宇治市槇島町南落合38番地の１
債務者　日比　宏樹
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３７号
京都市右京区太秦石垣町15番地５
債務者　椹木　裕治
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５１号
京都市左京区岡崎西福ノ川町22番地の５
債務者　デッセジェニーこと　原田　　壮
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５７号
京都市伏見区深草森吉町19番地６、前住所横浜市緑区白山１丁目２番20号　２－Ｌｅａｆ102号
債務者　長谷川優子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
京都市中京区壬生上大竹町27番地10
債務者　青木　直子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
京都市北区上賀茂松本町92番地
債務者　徳田　玲子（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
京都市下京区河原町通七条上る住吉町357番地　ライラックス203号
債務者　堤　小百合（旧姓倉本）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地22棟306号
債務者　寺澤　博子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
京都府向日市鶏冠井町上古１番地の33
債務者　黒木　哲也
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
宮城県石巻市開成１番地48　仮設開成第十団地10―４号、住民票上の住所宮城県石巻市門脇字浦屋敷48番地17
債務者　須藤　浩志
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第７号
宮城県石巻市開成１番地48　仮設開成第十団地10―４号、前住所宮城県石巻市門脇字浦屋敷48番地17
債務者　須藤　浩光
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
熊本市東区上南部３丁目４番99―701号　タウンハウス東７－１
債務者　松田　　忠
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８号
熊本県宇土市走潟町1106番地35
債務者　福田　康博
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係